

職員の皆様へ

令和4年11月1日

## ベースアップ支援手当について（通知）

令和4年10月より、「介護職員等ベースアップ等支援加算」が新設され、全事業所において取得申請を致しました。

詳細につきましては、下記の通りとなりますのでお知らせいたします。

### 記

1. 賃金規程の第2条（2）諸手當にベースアップ支援手当を追加しました。
2. 加算取得は10月開始、手当支給は12月給与（1月10日支給）からとなります。
3. ベースアップ支援手当は、原則として利用者に直接介護サービスを提供する介護職員に対して支給します、ただし、その他の職員に対して支給することがあります。
4. ベースアップ支援手当の支給額は、「介護職員等ベースアップ等支援加算」の交付額の範囲内で、法人が決定します。
5. 毎月支給となりますが、交付額および職員数により支給額は変動します。

以上